

○南会津町会津山村道場条例

平成18年 3 月20日

条例第141号

(設置)

第1条 町民の健康増進、都市との交流による農林業の振興並びに観光及びレクリエーションの振興を図るため、南会津町会津山村道場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 南会津町会津山村道場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町会津山村道場

位置 南会津町糸沢字西沢山3692番地20地内

(指定管理者による管理)

第3条 南会津町会津山村道場（以下「山村道場」という。）の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の定めるところにより町長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理料は、毎年予算の範囲内で指定管理者と協議のうえ定める。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修及び宿泊の利用に関する業務
- (2) 山村道場及びその附属施設の利用に関する業務
- (3) 第14条に規定する施設の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び第15条に規定する利用料金の減免に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

第5条 削除

(行為の制限)

第6条 山村道場において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行、展示会、発表会その他これらに類すること。
- (5) 集会その他これらに類すること。
- (6) 広告物の掲示その他これらに類すること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が山村道場の管理上支障がないと認められる場合でなければ同項の許可をしてはならない。

3 指定管理者は、第1項の許可に際し、条件を付して許可することができる。
(行為の禁止)

第7条 山村道場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。
- (4) 塵芥等の投棄をすること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (6) 指定された場所以外の場所でキャンプ又は火気の利用を行うこと。
- (7) 拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (8) 山村道場をその用途外に使用すること。

(利用の許可)

第8条 山村道場の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、前項の許可をする場合において、山村道場の管理上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、山村道場の利用を許可しない。

- (1) その利用が山村道場の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他山村道場の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備の制限)

第11条 利用者は、山村道場を利用するに当たって、特別な設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は山村道場の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用料金を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、山村道場への利用を拒否し、又は山村道場からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他指定管理者が管理上支障があると認める者

(利用料金)

第14条 利用者は、利用の許可を受けたときは、利用料金を納入しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該料金について町長の承認を受けなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を含む額とする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 前項の利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得た基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田島町西沢山都市農村交流施設条例（平成12年田島町条例第43号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第20号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

(1) 宿泊棟を利用する場合

施設名	利用区分		利用料金		備考
宿泊棟A	1 棟	6 人利用まで	1 泊	50,000円	未就学の者を除く。
宿泊棟B	1 棟	7 人利用まで			
宿泊棟C	1 室	8 人利用まで			

(2) キャンプ施設を利用する場合

施設名	利用区分		利用料金		備考
オートキャンプ場	1 区画	Aサイト	1 泊	7,000円	電源付サイト
			日帰り	3,500円	
	1 区画	Bサイト	1 泊	6,000円	一般サイト
			日帰り	3,000円	
フリーテントサイト	1 区画			3,000円	24時間以内
キャンプ施設入場料 (宿泊棟利用者を除く。)	1 回	大人		1,000円	小人とは、小学校の児童
		小人		500円	又はこれに準ずる者

備考 日帰りとは、午前9時から同じ日の午後5時までの間の使用で、宿泊を伴わないものをいう。

(3) 活性化施設を利用する場合

料金区分 室別		利用料金			
		基本料金（4時間以内）	追加料金（1時間につき）	夜間割増（1時間につき）	冬期割増料金
大 研 修	町内	1,100円	280円	110円	基本料金、

室 (専用 利用)	町 外、 営利	4,400円	1,100円	110円	追加料金 及び夜間 割増料金
研修室 (専用 利用)	町内	550円	150円	110円	の合計額 の2割
	町 外、 営利	2,200円	550円	110円	
調理実 習室 (専用 利用)	町内	1,100円	280円	110円	
	町 外、 営利	4,400円	1,100円	110円	

備考

- 1 専用利用とは、団体等が専用として部屋を利用する場合をいう。
- 2 夜間とは、午後5時から午後10時までをいう。
- 3 冬期間とは、12月1日から翌年の3月末日までをいう。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 5 営利とは、物品の販売及び展示会その他の催し等の開催を目的としたものをいう。

(4) 交流広場を利用する場合

施設 料金区分		利用料金		
		基本料金（4時間以 内）	追加料金（1時間 につき）	夜間割増（1時間に つき）
交 流 広 場 (専用 利用)	町内	1,650円	420円	550円
	町外、営 利	6,600円	1,650円	550円

備考

- 1 専用利用とは、団体等が専用として施設を利用する場合をいう。
- 2 夜間とは、午後５時から午後10時までをいう。
- 3 １時間に満たない時間は、１時間とする。
- 4 営利とは、物品の販売及び展示会その他の催し等の開催を目的としたものをいう。

(５) 森の体験館を利用する場合

利用料金 室別		利用料金			
		基本料金（４時間以内）	追加料金（１時間につき）	夜間割増（１時間につき）	冬期割増料金
講堂 （専用利用）	町内	1,100円	280円	110円	基本料金、追加料金及び夜間割増料金の合計額の２割
	町外、営利	4,400円	1,100円	110円	
講堂以外の室 （専用利用）	町内	550円	150円	110円	
	町外、営利	2,200円	550円	110円	
バーベキュー広場（1炉）	共通	550円	150円	110円	

備考

- 1 専用利用とは、団体等が専用として部屋を利用する場合をいう。
- 2 夜間とは、午後５時から午後10時までをいう。
- 3 冬期間とは、12月１日から翌年の３月末日までをいう。
- 4 １時間に満たない時間は、１時間とする。

5 営利とは、物品の販売及び展示会その他の催し等の開催を目的としたものをいう。